

○さわやか軽井沢ふるさと寄附金「教育応援分」補助金等交付要綱

平成24年6月26日教育委員会告示第1号

改正 平成31年3月22日教委告示第2号

(趣旨)

第1条 この要綱は、町内の良好な教育環境の整備を推進するため、さわやか軽井沢ふるさと寄附金「教育応援分」学校登録要綱（平成24年輕井沢町告示第20号）の規定により登録された教育被応援学校（以下「交付対象者」という。）に対し、予算の範囲内において補助金又は交付金（以下「補助金等」という。）を交付することについて、軽井沢町補助金等交付規則（昭和46年輕井沢町規則第6号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金等対象事業)

第2条 この要綱において、補助金等の対象となる事業は、交付対象者が実施する事業であって次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、交付対象者が私立の幼稚園及び認可外保育施設（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第59条の2第1項に規定する施設をいう。）（長野県の信州型自然保育認定制度における信州型自然保育（特化型）の認定を受けた団体に限る。）の場合は第1号に掲げる事業とし、私立の高等学校の場合は第4号及び第5号に掲げる事業とする。

- (1) 教育施設（設備）の充実に関する事業
- (2) スポーツの振興に関する事業
- (3) 地域伝統文化の継承に関する事業
- (4) 奨学金の支給に関する事業
- (5) 地域との国際交流を推進する事業
- (6) その他町長が認める事業

(補助金等対象経費)

第3条 補助金等の対象となる経費（以下「補助等対象経費」という。）は、次に掲げるものとする。

- (1) 施設、設備の設置又は修繕に関する経費
- (2) 消耗品及び備品の購入に要する経費
- (3) 事業実施に係る必要経費（会場使用料、講師に係る謝金及び旅費（宿泊費を含む。））
- (4) その他町長が必要と認める経費

(補助金等交付額)

第4条 交付対象者への補助金等の交付額は、規則第5条の規定にかかわらず、補助事業等に要す

る費用とする。ただし、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた金額とする。

(補助金等の交付申請)

第5条 補助金等の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、さわやか軽井沢ふるさと寄附金「教育応援分」補助金等交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添付して、第2条に規定する事業開始1月前までに町長に申請するものとする。ただし、町長が特に認める場合は、この限りでない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) その他町長が必要と認める書類

(決定の通知)

第6条 町長は、前条の規定による補助金等の交付の申請があったときは、その内容を審査し、さわやか軽井沢ふるさと寄附金「教育応援分」補助金等交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項の交付決定に関し、条件を付することができる。

(変更等承認申請)

第7条 前条の規定により補助金等の交付決定通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、交付決定後に申請内容の変更又は事業の中止が生じたときは、さわやか軽井沢ふるさと寄附金「教育応援分」事業変更（中止）承認申請書（様式第3号）を町長に提出し、その承認を受けるものとする。

(補助金等の概算払)

第8条 交付決定者が規則第12条の規定による補助金等の概算払いを受けるときは、さわやか軽井沢ふるさと寄附金「教育応援分」補助金等概算払請求書（様式第4号）によるものとする。

(実績報告)

第9条 規則第13条に規定する実績報告書は、さわやか軽井沢ふるさと寄附金「教育応援分」補助金等実績報告書（様式第5号）に次の各号に掲げる書類を添付して町長に提出するものとする。

- (1) 事業報告書
- (2) 補助対象経費に係る領収書及び内訳書の写し
- (3) 事業内容がわかる写真等

2 前項に規定する実績報告書の提出期限は、規則第13条の規定にかかわらず、補助事業の完了の日から20日を経過した日又は補助金等の交付決定のあった日の属する年度の3月31日のいずれか

早い日までとする。ただし、町長が特に必要があり、かつ、予算の執行上支障がないと認めるときは、当該期限を繰り下げることができるものとする。

(補助金等の額の確定)

第10条 町長は、規則第14条の規定により補助金等の額を確定したときは、さわやか軽井沢ふるさと寄附金「教育応援分」補助金等確定通知書(様式第6号)により交付決定者に通知するものとする。

(補助金等の請求)

第11条 前条の規定により補助金等の額の確定通知を受けた者は、さわやか軽井沢ふるさと寄附金「教育応援分」補助金等請求書(様式第7号)を町長に提出するものとする。

(補助金等の返還)

第12条 町長は、偽りその他の不正な行為により補助金等を受けた者があるときは、交付した補助金等の全部又は一部を返還させることができる。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年7月1日から施行する。

附 則(平成31年3月22日教委告示第2号)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。